

船橋隨庵著作（其の三）——利根川筋水利之事——

林

保

はじめに

船橋隨庵の著作については、既に本誌の第一・三号にその一部を発表させていただいたが、今回は隨庵が廢藩後明治政府の御一新政策にあつて、幕政時代より唱え続けてきたところの利根川の治水事業について、改めて利根川の東遷とその川筋にあたる村々とのかかわりについて、その長短、今後如何様にすべきかについて述べた建白書である。全文を掲載し、卓越した隨庵の利根川治水論にふれていただきたい。

— 利根川筋水利之事 —

古人の説に川敷三百年にして登ると、愚、案するに、是は年数を歴るに隨ひ、漸くに川床高く相成り、洪水増し加わり、堤防を以て水災を避けがたきに至る故、其の期に臨みては、是非新川を掘るにあらずんば叶ひがたき譯なるべし。其の證拠、大古は知らず、利根川筋鎌倉時代より當今之川筋、沿革以上三度に及べり。その陳述を尋るに、上流より下流に至る迄、地理の形勢に隨ひ、三・四里或は六・七里ずつ川瀬を移りた

るを見へたり。依而旧川の傍たる場所多々似たり。今、是を移すには、川筋末流に至る程床高き故、上流は旧川の傍に差し置き、半途より川筋の左右へ三・四町或は四・五町開きて移す時は其の場所、新に穿つに不及、堀丈も其の餘も低なるれば、地盤の傍にて必ず快流すべし。

當今は、地形堤を以つて水筋を挟み、頭上を流るるが如き處多きは、地盤に高低も残れば旧川の傍にて差し置場所は浚立てせざるべからず。何れも川縁りを三・四町も離るれば地盤の方川床より低し。是古人の所謂川敷登りたるなるべし。熊澤了介（蕃山）曰ク「戦争の世には水災少なし。平世には水災多し」此の訳戰争の世には宮・寺の造営人家の家作も自然少なければ、山々の樹木を伐る事少く、因而水災薄く、山々の樹木繁茂すれば、雨水を吸ひ上げ、又其の樹根にて、水脈を吸ひ留め置く故其の水を一既に下え流し申さず、漸々に流す故川下の水災薄し。然るを貳百六・七拾年の平世にて、家作の材木夥きのみならず、近年薪の值出で候故山々の樹木を伐り尽くし皆裸山となり、其の上平林原野の樹迄も伐り尽くしたる故此の水増口甚だ急なり。果して熊澤の説に符号す。然らば假令其の材木を禁ずるとも、拾年・拾五年の間は旧繁に復しがたし。又是を禁ずるの處四百年は難かるべし。

扱此の利根川五・六百年以来三度沿革の内、今の川は元和七年（一六二二）總州境町より下、鬼怒川落口迄を増し、赤堀川も同時なり。其の後寛永中（一六一八～一六三九）に切り広げたるへ江戸川は、寛永二年（一六三五）金杉迄掘りたる、皆地盤低き處え抜きたるなり。既に百八・九拾年貳百四・五拾年以前川瀬を抜きたるなれば、最早捨て置き難き時勢に至れり。（但中利根川元和七年（一六二二）境町より鬼怒川落合之下三・四里先迄掘る鬼怒川は中古、川又村の地内より今的小貝川敷え落込み、利根川へ出合たるを寛文中今の落口へ掘割たるなり。但今は小貝川は中古鬼怒川の落口にて旧の小貝川は別口たる由、中利根川元和七年（一六二二）に掘りたる後五十一年目寛文十二年（一六七二）に記したる絵図面に、境町渡場廣サ八拾間深サ貳丈とあり。今は川幅四百間餘になり、至而浅く平水には足入貳尺に不及船は通行なり兼ね浮を以て運送するに至る。寛文の初まで両岸の堤も寛文十二年（一六七二）至り、追に両岸へ水開を以て少々採上堤を初めて築きたり。夫れ迄は堤もなくて口程の事なり。其の節深さ貳丈とあるは、川底より地盤迄のことなるへ。然者平水深サ壹丈なれば地盤より水面迄壹丈なるべし。然れば堅水壹丈増したぶんは、地盤迄平なる故水災は少き道理なり。）

然るに又天保度（十九世紀）「水行直之論」を唱る人有中利根川筋總州境町より下銚子口迄両縁の竹木を伐り、葭葦等を刈払水開の広を専務とせらる。然れ共所水行直以来俄に川床五・六尺も高く成りたり。川縁限りもなく欠崩れたり。既に閔宿境町より下法師戸村迄五里餘之處を以て試るに、両岸五・六拾間づつ欠崩れ、其の上皆川を埋めたり。是れ俄

に川床となりたる証拠現然たり。右に準じ川下も同様なり。竹木葭葦を刈り水開を広くするは、洪水之節引落方早との見込なるべけれと也。川幅狭き場所究々に在而徳利の口の如く括れ居る故、其の川上は懷何程広げ候とも、其の場へ開き候水は聊の事故何ら詮なき事なり。既に小堀河岸杯は、川幅僅に廿四・五間ならでは此の布佐・布川の間は八拾間也。其の外にも狭處あり。此の狭く括れたる處を切広を唱ふは、洪水引落方早きは必定なり。又霞ヶ浦へ盈る水を直に鹿島の海へ吐落候唱は、銚子より八里程手前候間早く引落数百ヶ村水腐を免れ可申、水行直刈払は至急に存候。其の流幣は村々難渋のみ相増し水災を省き候益は聊も無之、却而水災を招ぐと察す。此の訛嫌疑あらば不論。扱境町より下天保度以来川床五六尺も高く相成り同所へ堰を設置く姿故、栗橋より上古河辺平水深くなり洪水増し加る道理也。又赤堀川より流れ来る水も同所に堰を設置く姿故、平水七分逆川の方へ流込み三分ならでは中利根川の方へは流れ不申勿論洪水に臨而者、閔宿閔所前大杭出を以て括有之処権現堂川流れ強く、水嵩勾配之上を越候に付逆流は是迄に相替り候儀無之則平水之處にて古河辺井栗橋より上は、川床下りたる様に申聞候唱は川床の下たるには無之境町下より下も堰を設置く姿故上手それだけ深くなる也。此の儀に不付心下筋二而川縁りへ搔上堤を築き水開を狭くする故、川上に水増し加ると云は大いに見込違也。以来歳重ずも川縁平均五・六拾間づつ欠込み川幅広くなる故、平水溢立候處は至而狭く其の水鼻繼様に流れ、蛇ののたる形にての先々へ突き當る故欠所のみ出来、堤外の田畠捨る処出来堤も痛み甚だ難渋至極。且通船も差支申候。逆も旧法

に口し小補にて済洪水の災免れがたし。（但旧法的當なれば水災薄くな故それを年々水災増し加わるを見る時は當らざるなり。）何れ大改革致すなり。誠実にこの水災を除かんとならば、水災を受ける村々高割人別割にて人足を呼出し普請すべし。然る時は上の御入用を懸けても及ばぬ事也。上古神々此の日本を開闢なし給ふ時は、勿論中古川除新川等の普請、其の水災に拘る村々之民庶無質にて出でたるもの也。但是を口と官吏も糧米差出戦場心得にて聊も村方えは拘り不申様見へたり。

右者元年記たる旧草稿なり。

此度中利根川附其対岸川々之縁村々寄々出會相談致候ニ川筋近年洪水
弥増数百ヶ村水災を受け毎年田畠水腐世間は豊作ニ而も川縁村々は、凶
作之事多く悲歎に堪兼候処幸い此度天朝之御在政と相成り、御一新之御
仁政を被行候旨ニ付、此の水災を免れ御救を受け申し度く、夫れには川
筋を往古の旧利根川江戻し候得者、勾配至而低き候に付き、是迄之中利
根川筋水災は丸々相免れ候道理也。然を是迄江戸近村計り水災無々様厚
く御世話被下、既に閔宿関所前江大杭出を以て川幅を括り、江戸川之流
を省き中利根川江のみ而己流し候にと被成、其の上水行直と申す主意を唱え
中利根川之両岸竹木葭茅菰迄も伐払ひ、両岸欠け崩れ田畠は亡所に相成
候而も差構無之此の主意は全く見込違何之詮も無之村々難澆無此上を、
聊も憐愍無之江戸近邊之村々は助り候得者宜と申すに相聞天下之黎民に
憎愛異なる様に被存候間、公平之御仁政を以て中利根川附之村々も御救川
筋を古利根川跡江御戻被下候様相願可申と村々相談仕候由承り及び候。

此の策一理なしとも難申候得者今日に當り川筋を古利根川江戻候に於而
者、地盤壹丈余も低き候間中根利川之方江者水一滴も不流、皆古利根川
之方江而已流可申。（享和中権現堂堰押破候節現然其証拠有之候。）

蓋利根川は六七百年以前より此上三度移り候旨古文書にも相見へ候。

古語に所謂川数尽候に付順流すべて地形を見立て移りたると可有之。則
今日古利根川跡江移候得者壹丈餘も地低候間坂落しに流候者必定なれど
も、前冬申述候通り山々之樹木を伐尽くし、水脈を吸留候儀無之一既に
出水有之處、地盤壹丈も低候間両岸之堤貳丈も三丈も高築立不申候而も
相溢可申。洪水に臨み逆も防禦は不相成此の川縁村々水災を受候而も何
之詮も無之に付、同所江積り候策者見合候方と存候。

一関宿関所前大杭出を以て括り川幅纔貳拾間程に狭め江戸川之流を省候
儀を、利根川附村々ニ而依怙偏頗之様申聞相怨候間、川幅之自然に任
せ取扱候方と存候。一轍江戸川の方逆川5勾配低く順流に候間何程括
り置候而も平水にては幅を狭め候得者底江深く相成り、やはり順流壹
升之水は若升にて流れ候得共、洪水に臨み候ては此の括り場所にて溢
れ、水害勾配の上を越へ候に付権現堂川之水中利根川之方江逆流に及
び候に付、江戸川附村々而已鼠貞之普請と相怨み申候。素より前後之
川幅に不應括り置候故洪水に至りては水勢相激し、必ず杭出を突き破
り年々此入用莫大之事に候。然共今日此杭出を取扱候得者、江戸附之
村々故障申出騒動可有に付、権現堂川を栗橋ニ而突切り赤堀川之方江
而已流候者皆納得致可申、此川を突切り候而者川辺領島中領并五ヶ村
水難を免れ毎年拾四五万俵之米を定取れに相成可申、其の外に羽生領

三四万石水腐を免れ申候ため、餘斗の利益に相成可申是又一策と存候
一中利根川之洪水を省数百ヶ村を救候二者、是迄之水行直川払或は杭出
土出等之小補にては逆も其の功無之候間、鬼怒川之末流板戸村大木新
田之間にて利根川へ落合候口を突留め、右川筋を振替え小貝川へ移し
連落にするを上策とす。鬼怒川中古迄は川又村地内5小貝川敷へ落込
たるを、寛文中今之落口へ掘替たる也。（但シ鬼怒川ハ勾配急ニ川筋
モ狭キ候故、川床モ差シテ上不申水災薄シ。日光山ヨリ流出落口迄之
間七八分ハ一旦水冠リ候テモ一時歟二時ナル故、田畠之実リニハ相成
不申。）此度は寺畠村を掘通候得者僅八町ニ而小貝川へ落込是と可申
落口を塞候故、此の普請至而手軽に有之候。（但シ小貝川平水村々之
用水ニ不足故岡堰豊田堰二ヶ所ニテ堰上候處鬼怒川を増加候得者堰ハ
取扱ヒ候テモ村々用水十分ニ懸リ可申、然ル時ハ莫大ノ入用ヲ省可申）
則鬼怒川小貝川迄一筋になりたるを、河原代長沖之邊より佐沼之近辺
へ掘り、寛文中に掘りたる新利根川跡へ掘通し、霞ヶ浦に至り居切を
掘り割り鹿島之海へ吐き落すべし。（此ノ新利根川ハ寛文中ニ掘リタ
ル處中利根ノ平水低クナリ、船用差支候ニ付常州筋船之願ニ付復塞
ギタルモ、此度モ鬼怒川小貝川を別筋ニナシ、中利根川ノ手水船通用
差支候ハ添筋ヲ細ク掘リ候トモ何ト歟工夫モ可有候得者、常州筋之荷
物ハ木野崎村5江戸川へ僅毫里半程ニ付、陸路附越ニ取レバ、境河岸
迄上リ逆川通り江戸川へ下リ候トモ却而便利ニ有之候、本来鬼怒川之
落口ヲ寛文中ニ近クへ掘替タルハ、江戸繁華ニ隨ヒ奥州・常州・野州
之諸荷物多ク江戸表へ出候様相成候ニ付運送之便宜ヲ考ヘタル也。此

ノ荷物モ木野崎5附越候テモ差支ハ無之候得者野州河内郡吉田河岸5
引入候用水路ヲ大木村5掘繼閑宿境河岸迄掘通シ、其の間水路ヲ小船
ニテ運送スレバ纏八里ニ候間是迄鬼怒川ヲ下リ、境町迄七里登リ都合
廿五里之川路僅三里ニ相成候故、此ノ用水路ヲ通船致度目論見候者有
之数百ヶ村組合旧幕府江願出有之候得共未聞済ニ相成不申候ニ付、此
度御聞届ト相成候得者無上此便利ニ而國益ト存候）

右両流共利根川江吐落たる口を塞候而利根川一筋となり流れ候者、
川落方早く候に付、流水に薄く候ても是迄堤八九分之出水は五六分に
減じ五六分は三四分に減じて、畢竟鬼怒川は日光山5流来る勾配に水
勢の強き板戸井大木新田の間にて出會い利根川の水を支え候て押し返
し候程に付、上利根川の洪水落ち兼ね申候。依而鬼怒を斯にて突窓別
筋に捌き、又小貝川も小又間にて中利根江落入れ候を同様突留め、新
利根跡江移し候故、弥中利根川水勢減じ候道理、其の上其の下手小堀
浦江落込候とも是迄中利根川と一流に混じ、牛堀の上5遡り候を別筋
になる落込候迄の儀殊居切を掘割鹿島之海江吐落候故、猶更大湖溢
る事なきは申す迄も無之、平水も大いに減り可申又其の上横利根川之
分流を佐原にて突留め、却而牛堀之口を切り広げ候は、逆流の害無之
候間、湖水縁り数万石開発出来可申。（土人常々天居切りを掘り割り
鹿島之海江吐落堅水貳尺も引落候は拾万石餘は開發出来たる、假令右
躰に引落不申候とも、縁付是迄之溢田畠水腐を免れ候計りにても莫大
の収納たるべしと云）右普請之外印旛沼之間利根川平水之節は右沼水

須賀村之口より吐落候處、洪水に臨み候ては川水却而逆流して沼縁りへ押開き候を、此の沼往古⁵目論見通り千葉之海江堤割成就致し居り候得者、中利根川之水其の傍右海江貫通致候間、洪水の害は透⁵無之其の沼縁り其の外被開發に相成候分何万石たるや莫大なるべし。此の沼覧文天明天保三度取り懸りいつも是を企て候總裁別事を以て其の職を辞し、半途に廢止候に付、此の堀割誰も妙策と致し候ても、先例の不吉を忌み嫌ひ再び企て不申候得共、天下公平之仁政を以て万民を救ひ候には、天照皇の神慮も叶ひ候道理、既往之普請成・不成を忌候次第は無之九分通り成就致し候を捨て置くは實に可惜事なり、且は無躰とも可申何卒此の度御一新之廉を以て是非成就致度、此國蓋中利根川之水難を除き候のみならず、霞ヶ浦其の外川縁りの悪水湛にて水腐之憂を除き候上被開發何拾万石たるや莫大なるべし、此度は返々も新敷に御座候、然し此の堀割入用天保度は諸侯へ課し、後手傳を以て被申付候得共、既に八九分は出来居り候に付き、此の上は上之御入用にても普請金には無之候て成就之上、開發地之地受金にて忽ち償切り可申但是を終業と致度願出候者數人有之候得共、前文に申述候通りの意味合を以て、許答無之由二付、此度願候者有之候は御聞留可有之と、御沙汰有之候、入用差ニ願人も隨分可有之候。

一鬼怒川小貝川を別筋に致候普請人足者利根川附水難之村々江高利を以て被仰付候得者、差支無之是者此度水災を免れ候向故為差出候も公平之筋合に御座候。

一中利根川は関東隨一の大河にて信州上州野州⁵之衆流聚會する處な

り、是を無滯様捌き海江順流せしむるは、上手の川々も共々洪水之事を免れ候に付、是他前文之普請は衆民為御救御目論見有之度、先づ水災を不除候ては、第一在來之活田畠畠収納を難得村々之生産を失ひ候に付新開発も荒地發返は猶更坪明不申、川敷既尽而之機會に迫り候様被存候間難捨置時勢と奉存候、年々収納之損失衆民之難渋難申尽候、天災之難避は無余儀候謂れ、人力を以て可除災を因循して捨て置くは、政務を失ひ歎息の至りなり。

一天保度水行直し刈払等之工夫無きは最拙策也、わざと川を埋る之仕方なれども、一旦触出たる事を改めては權威の落る様に思ひ、負惜みを押貢ぐは弊風となり居り改不申其の外堤之築増或は杭出等之普請古家之造作とやらむ、年々多分之妄費を懸け無益之至り、其の誤りを毎年川通り押切所なきは稀也、夫⁵は前文之企を遂げるに至りては、是迄の水行直等は、全く益を皆虛策となり、川縁り極て最上之田畠数万石出来國益となるべし、熊澤了介之策は都而數百年を歷るも動無之一時之入用は多く候而も永久之國益也。尊敬すべし。

一重複ながら返々も川筋堤増築杭出等之普請は則古家之小補と同じ、既に朽損傾倒迄となるを受杭を以て支え置くがごとし。譬えば一軒新規に建て直可申之處具の備に難及迄も受而壁を不残ふるひ、土臺を取替貫を溝し惣壁を塗り、古き屋根を葺き替れば住居可相成。然るを只傾たる保控杭を建て候斗りにては全當座限りの小補にて甚危候。川除も右に同候間當年之御普請継合御手抜無之其の場所は丈夫に保ち候を以て洪水に臨み、例年⁵水丈⁵増惣堤惣越するは可防様無之、又堤は切

れ不申相保候とも洪水數日引き落ち不申、堤内悪水相湛候てはやはり田畠大半水腐れに及び只家居の水難を免れ候斗り、全荷物を失ひ候ては村々難没難相免候間、第一水利を貫通洪水に不至様之工夫こそ専務と奉存候。前文に認め候通り鬼怒川小貝川を別筋に捌き、鹿島之海江吐き落し印旛沼を千葉之海江吐き落し候手段に過る策は無之候。年々川筋之為に用途を費し候は可惜之至り、且無勿躰もだなしと可云。畢竟境を以て川筋之水開を支るは川敷之年老いたるにて末事に有之經國分野之初には無之儀と被存候以上。

別論

本文に記する鬼怒川小貝川是を中利根川江落先たるを突留、新利根川跡江振替る策を故障云ふものある由、都而水道之普請聊にても是迄之模様を替る時は、同間数之流を右より左江移す、一升は一升之水にても、亦堤等も同高にても、其の場所を替れば必ず近村等にて何と歟故障せざるはなし、是は畢竟他に豊作を好み凶作を却而快とする不人情にて、扱々歎歎弊風なり、況此度鬼怒川小貝川を別筋になし、印旛沼を貫通するは大改善なれば、故障を唱ふる者あるは、兼而覚悟の事なるもあるべしと想ふ也。然るを其の故障を採用する様にては、此の企て逆も成就しかねる故、是を當るもの実地を踏而水道之自然を納得し、孟子が所謂禹之道に隨ひ、隣國を以て壑とする様なる所為にあらざるを考御業を遂げ度き事なり。蓋鬼怒川を小貝川江連れ落しにするには、寺畠村を掘り割れば、纔八町程にて手軽便利たる處良田数千石潰るの故障たる由、新堀之揚土を以て堤を築立候は堀寄のみ潰れ他の田畠江差障可申謂れ無之、右

潰之分は此の度の普請にて、数万石之墾開もあれば一倍之代地を興ても差支なき高なれども、寛文以来之故道川又村江戻しても宜き筋、是は旧地之事なれば異義なき譯なれども、今は田畠となりたる地處もあれば、是又代地を興ふべし。且小貝川縁り村々用水路福岡堰豊田堰三ヶ所に設け有之、是は平水に當り堰を張り、堰上なれば数ヶ村江用水十分に懸り不申故年々多分之入用を村々より、出金借上幕府之下吏相詰居り、堰普請をなす事なりき、其の内岡堰組合之村杯は、旱天には水不足にて用水懸り兼ぬる故、若し此の度之企之如く、新利根川江別筋に引て、鹿島之海江落るは落方速になり、用水流不足たるべしと見越し、懸念を以て故障之倍々にも水加わる故堰上の迄にも不至して用水十分に懸るは必定也。不足處にはなかるべし。殊に岡堰組合之村々旱天には用水不足する程なれども、雨天続まには悪水湛へ一円水腐れは水旱とも両害を受け難渋之村方也。此の両害を除くの工夫手て懸たる条兼而見込置事なれども、其の土地に是を企るわけなれば如何なる事哉、但水不足になるべしとの論は、寛文中に押付より霞ヶ浦迄新利根川を掘りたる處、中利根川之手水減り上州筋に船通用差支たるに付、其の願により、又塞ぎたる昔物語を聞く之事なるべけれども、時勢も不考脇柱之談と言ふべし。況鬼怒川之水を加へ速落しにし是迄之倍増になるに心付なきや不都合之中分なり。何れにも中利根川下筋之壅塞を貫通するに至而者、栗橋古河より上手数筋之川々皆年々之水災を免れ、数万石之活田畠収納を全するのみならず、印旛沼霞ヶ浦縁りは勿論中利根川縁り極上之沃地流作之分、墾開莫大之國益なれば、見越之懸合などは挫き企るにあらずんば、逆も萬民

を救ふ仁政之策は行ひがたし。此の策さへ終業に至りなば、鬼怒川小貝川縁り見越の故障などは纏かの枝葉なれば、如何様にも取斗ひ是迄に勝れる使用を施し、差支へ無きやう都而救ひ漬すも心易き事也。吳々も年々川除當坐小補之為に莫大之入用費し然而水害を除之段に至らず何之詮もなき事なり。此度企る改革入用は上手川々水害を受る村々高割にて為差出候も相當之筋合たり。何れにも實地見分故障等之可否裁判して相企て度き事に候以上（一部句読点送りかな筆者記す）

右文は隨庵の労作「古今田制通考」別巻一下に所載の「利根川筋水利之案」の全文である。隨庵が利根川を中心に関東の治水土木に関する意見書は、幕政時代より説かれてきたところであるが、本文は明治政府に対する利根川を初めとし、その支流である鬼怒川小貝川を含め、霞ヶ浦印旛沼を利用しての、関東平野全般に対しての治水水利土木事業に関しての壮大な構想による建白書と見ることが出来る。文中日光山を始めとする山々の森林の保存・関東平野に存在する湖沼の活用・小河川掘削により生ずる潰地に対する代替地・船便と平水の確保等の外に「吉田用水の新開削」も考慮し、常州・野州・奥州からの物流の中心を境河岸に置き、國益の増大化をはかるうとしている。明治政府の御一新政策に与えた壮大な建国に關する意見書である。明治政府が利根川の改修工事を本格的に開始したのは明治三十三年（一九〇〇）である。平成十二年（二〇〇〇）は百年目に当たる。隨庵の百年以前の「利根川筋水利之業」を改めて読み返すのも意義のあることと考えとりあげてみた。